

刈羽村立刈羽小学校いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

＜いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条より）＞

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

※起こった場所は、学校の内外を問わない。

1 いじめ防止等の基本的な考え方

(1) いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為である。いじめ防止対策推進法第4条では「児童は、いじめを行ってはならない。」（いじめ禁止）とされている。こうしたいじめに対する認識を全教職員で共有する。

そして、「いじめは、どの学校・学級でも起こり得るものであり、いじめ問題に全く無関係で済む児童はいない。」という共通認識に立ち、児童が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、いじめ防止対策推進法第8条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

(2) 学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条）

学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うために、校長、教頭、教務主任、生活指導主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、その他の関係する職員等による「いじめ不登校対策委員会」を設置して、同委員会を各学期1回以上開催し、本方針に基づく取組の実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。また、いじめ等を発見した場合は臨時に開催し、早期対応にあたる。

3 いじめの未然防止の取組

(1) 「思いやりのある たくましい 刈羽の子」を目指した教育課程の編成・実践・評価

○「思いやりのある たくましい 刈羽の子」を目指し、「確かな学力の向上」「豊かな心の育成」「健康体力の向上」の3つの視点から教育課程を編成し、実践する。

＊「刈羽学びの5か条」による学習ルールの徹底（「聴く」「話す」）

＊主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

＊ユニバーサルデザインの考え方に基づく、すべての児童が安心して学べる環境づくり

(2) 特別活動の充実

○子どもたちの「規範意識」を高め、「自己有用感」を育てる活動を中核にし、子どもたちの「居場所づくり」「絆づくり」を大切にした教育活動の充実を図って、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに努める。

＊学校生活における生活向上の諸問題を、主体的・自治的に解決しようとする態度を育成する児童会活動・学級活動の推進

＊望ましい人間関係を育み、互いの良さを認め合う全校縦割り班「ファミリー」活動及び「しあわせのバケツ」活動の充実

＊「刈羽村全村あいさつ運動」等による心を通わせるあいさつの啓発

○新潟県教育委員会及び深めよう絆にいがた県民会議が推進している「いじめ見逃しゼロ県民運動」に主体的に取り組み、学校だけでなく、保護者、地域の方々とともに取り組む各種活動を通して、明るい学校づくりを推進する。

- *児童会が企画・運営するいじめ見逃しゼロ集会「ふれあい集会」の実施
- *小中連携によるいじめ見逃しゼロ集会「友愛集会」(小学5年生～中学3年生)の実施
- *保護者や地域と連携した全村あいさつ運動と「刈羽心の3か条」の推進
- *学校生活アンケートとQ-Uアンケート、年間3回の教育相談の実施

(3)人権教育、同和教育の充実

○すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動や人とのかかわり、人権教育及び啓発活動等の充実を図り、児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養う。

- *地域との連携による、他者とのかかわる体験活動の充実(生活科・総合的な学習の時間を中核に、体系的・計画的に活用する刈羽コミュニティー・スクール)
- *豊かな体験や実践的な活動を活かし、自己の生き方についての考えを深める道徳授業の実践
- *人権教育、同和教育を中核にした道徳授業の公開
- *児童のインターネットの使用状況等の現状把握、及び児童及び保護者に対する情報モラル教育・啓発活動(授業実践、外部指導者による指導)の推進

4 いじめの早期発見のための取組

(1)日常の取組

○日常的に児童に寄り添った見取りの実施。

(2)アンケート調査の実施

○児童に対し、Q-Uアンケート(年2回)・学校生活アンケート(年5回)を実施する。

(3)教育相談の実施

○Q-Uアンケート・学校生活アンケートの結果をもとに、全校児童を対象とした教育相談を実施する。

○「子どもを育む会」(年4回)・「ミニ子どもを育む会」(毎週末)において、全職員で情報共有と共通理解を図る。

○臨床心理士による保護者へのカウンセリングとコンサルテーションを実施する。

(3)各種たよりや連絡帳等の活用

○学年だより・生活指導だより・連絡帳・日記等を活用して児童及び保護者と連絡を密にとると同時に、実態把握を行う。

○県作成「いじめ見逃しゼロ県民運動」パンフレット掲載の家庭でのチェックポイントを活用する。学年便り等を通して保護者の関心を高め、児童の様子の変化に気付き、素早い対応ができるようにする。

5 いじめに対する早期対応

(1)教職員は、いじめと疑われる行為を発見した、または、通報を受けた場合は、その場でその行為を止め、児童や保護者からいじめに関する相談を受けた場合は真摯に傾聴して、事実を速やかに管理職に報告する。また、いじめを受けたとされる児童やいじめの疑いを知らせてきた児童の安全を確保する。

(2)学校が、いじめの疑いを発見した、または、通報を受けた場合には、虐待の恐れ等特別な事情がない限り、いじめを受けたとする児童の保護者に、いじめ態様等を説明し、見守りや支援を依頼する等、連携を図る。また、いじめを行ったとする児童についても、いじめを認知した時点で同様の対応を行う。

(3)校長は、速やかにいじめ不登校対策委員会を開催し、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じる。いじめと確認した場合は、教育委員会に電話で第一報を入れ、その後「いじめ状況報告書」により報告する。

(4)いじめ不登校対策委員会は、いじめをやめさせるとともに、その再発を防止するための対応を協議し、いじめを受けた児童及び保護者に対する支援と、いじめを行った児童に対する指導、並びにその保護者に対する助言を継続的に行う。

(5)校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童について、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめを受けた児童が安心して教育を受けるために必要な措置を講ずる。

- (6)いじめを行った児童に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導すると同時に、成長支援の観点から、当該児童が抱える問題等を解決するよう対応していく。
- (7)校長は、犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては警察署等と連携して対処し、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

6 重大事態の定義

(1)重大事態の定義

- いじめにより児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- * 児童が自殺を企図した場合
 - * 身体に重大な障害を負った場合
 - * 金品等に重大な被害を被った場合
 - * 精神性の疾患を発症した場合
- 等
- いじめにより児童が相当の期間(年間30日を目安とする)、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき
- 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

(2)重大事態への対応

- 校長は、重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会へ事態発生について報告する。
- いじめ不登校対策委員会は、教育委員会と連携して、以下の事項に留意し初期調査を実施する。
- * 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実確認を、可能な限り網羅的に調査し、明確にすること。
 - * 在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査の実施に当たっては、いじめを受けた児童や情報を提供した児童を守ることを最優先として調査を行うこと。
 - * 質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめを受けた児童又はその保護者に説明する等の措置をとること。
 - * 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査すること。
 - * 民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該事態への対処同種の事態の発生防止を図るものであるとの認識の下、調査に当たること。
 - * いじめを受けた児童からの聴き取りが可能な場合、次のア～ウを行う。
 - ア いじめを受けた児童からの聴き取りにおいては、事情や心情を十分に聴き取る。
 - イ いじめた児童等に対して適切な指導を行い、いじめ行為を速やかに止める。
 - ウ いじめを受けた児童の状況に合わせた継続的な心のケアに努め、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
 - * いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合(いじめを受けた児童の入院や死亡等の場合)当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と調査について協議してから着手すること。
- 校長は、いじめを受けた児童及び保護者に対して、調査の結果を適時・適切に情報提供する。
- 校長は、調査結果を教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。

7 教職員研修と保護者学習会(説明会)の実施

(1)いじめ防止等に関する教職員研修の実施

いじめの防止等(いじめの未然防止、早期発見・早期対応)に関する生徒指導研修を年間計画に位置付けて実施し、日々の観察の仕方等、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

(2)いじめ防止等に関する保護者学習会(説明会)の実施

P T A総会や学年懇談会等を利用して、PTAや地域の関係団体との連携を図りながら、法の趣旨及び法に基づく対応に係る広報啓発を充実させるとともに、学校いじめ防止基本方針、いじめ防止等に関する保護者の在り方について学習する場を設け、いじめの防止等に関する保護者の意識向上を図る。

8 いじめ防止の年間計画

いじめ不登校対策委員会が中核になって行う会議の開催時期、校内研修等の開催時期、その他保

護者の個別面談や教育相談等のいじめ防止等に関する取組の年間計画を作成する。

9 学校評価の実施と基本方針の見直し

(1) 学校評価における留意事項

学校評価において、いじめ防止等の取組状況を評価項目に位置づけ改善を図るとともに、学校関係者評価を活用して、学校と家庭・地域の連携・協力体制の下、いじめ防止等に関する取組を推進する。また、その評価結果を年度末に「学校評価報告書」に記載して、教育委員会に報告する。

(2) 学校いじめ防止基本方針の見直し

学校いじめ防止基本方針の策定から3年を目途として、国及び県、村の動向等を勘案して、基本方針を見直し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

10 家庭・地域への啓発と広報

策定した学校いじめ防止基本方針は、学校のホームページで公開する等の工夫を行い、周知を図る。また、学校だより等で、家庭・地域に対して、いじめを防止することの重要性の理解を深めるための啓発を行い、互いに連携していじめ防止の取組を推進することに努める。

<保護者の責務（いじめ防止対策推進法第9条より）>

- 1 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
- 2 保護者は、その保護する児童がいじめを受けた場合には、適切に当該児童をいじめから保護するものとする。
- 3 保護者は、国・地方公共団体・学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
- 4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、第三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

11 附記

平成27年5月に「刈羽村立刈羽小学校いじめ防止基本方針」を作成する。

平成29年5月に「刈羽村立刈羽小学校いじめ防止基本方針」を改定する。

平成31年1月に「刈羽村立刈羽小学校いじめ防止基本方針」を改定する。

【別表】

刈羽村立刈羽小学校 いじめ防止等のための年間計画

月	主な学校行事	いじめ防止に関する取組			小中連携・地域連携の取組
		未然防止	早期発見	その他	
4	1 学期始業式 入学式 地区安全集会① ファミリー顔合わせ会 1 年生を迎える会 学習参観・PTA総会	学級経営案作成 保護者へのいじめ対策に いての説明と啓発 (総会・学年懇談 会) 学級開きでの指導 分かる授業に向けた 校内研修の話し合い あいさつ運動(通年)	子どもを育む会① (情報交換・共通理解) ミニ子どもを育む会 (毎週金曜・終会) 学年懇談会	刈羽小学校いじめ防止 基本方針の確認 (職員会議)	刈羽コミュニティ・スクール 学校運営協議会① 刈羽村教員会 総会・専門委員会
5	放課後個別学習開始 環境整備活動① 運動会 クラブ開始	「しあわせのバケツ」活動 (年間) ファミリー給食①	Q-U アンケート① 学校生活アンケート①		
6	体力テスト 避難訓練① 6 年修学旅行 オープンスクール 学習指導改善調査	ふれあい集会① (いじめ見逃しゼロ集会) えんま市指導 子どもを育む会② (学級経営研修)	教育相談①	いじめ見逃しゼロ 強調月間	
7	学習参観 地区安全集会② 1 学期終業式 親善水泳大会	道徳授業公開(学習参観) 学年懇談会 学校評価アンケート① ファミリー給食②	学校生活アンケート②		刈羽コミュニティ・スクール 学校運営協議会②
8	ふるさとまつり 2 学期始業式	人権教育、同和教育 に関する研修 学校評価全体会 生徒指導研修			転入職員刈羽保育園研修 ・情報交換会 刈羽村教員会夏季 研修会・専門委員会
9	避難訓練② 親善陸上大会 5 年自然教室				
10	校内マラソン大会 校内絵画展・音楽発表会 (隔年) 移行学級①	子どもを育む会③ (学級経営研修) 学年懇談会 ファミリー給食③	Q-U アンケート② 学校生活アンケート③ 教育相談②	いじめ見逃しゼロ 強調月間	刈羽コミュニティ・スクール 学校運営協議会③
11	国際セミナー 個別懇談	ふれあい集会② (いじめ見逃しゼロスクール集会)	個別懇談		刈羽中学校説明会 刈羽村教員会夏季 研修会・専門委員会 友愛集会 5・6 年参加 (いじめ見逃しゼロ集会)
12	2 学期終業式	学校評価アンケート② ファミリー給食④ 生徒指導研修	学校生活アンケート④		
1	3 学期始業式 校内書き初め大会 避難訓練③ NRT 学力検査 長縄大会	学校評価全体会 学年懇談会 命の出前授業公開(2 年)	子どもを育む会④ (情報交換・共通理解)		
2	移行学級② マーチング移杖式 6 年生に感謝する会	教育計画検討会議 6 年生ありがとう 給食	学校生活アンケート⑤		刈羽コミュニティ・スクール 学校運営協議会④ 保小連絡協議会
3	地区安全集会③ 子どもの成長を語る 会 環境整備活動② 3 学期終業式 卒業式	6 年生から下級生 への引き継ぎ			小中引き継ぎ会
	日常の取組	道徳教育の充実 全校縦割り班「ファミリー」活動 委員会による自治的な取組	毎日の児童の観察 記録の蓄積	地域及び PTA の見守り 隊・全村あいさつ運動	